



平成 25 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ジアース  
代 表 者 名 代表取締役社長 池添 吉則  
(コード番号 : 8922 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 代表取締役社長 池添 吉則  
電 話 番 号 06-6232-7770 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 29 日開催の取締役会において、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき定款の一部変更を決議するとともに、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 14 期定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 平成 25 年 5 月 29 日取締役会決議による変更の内容

(1) 変更の理由

本日、別途、開示した株式分割及び単元株制度の採用にともない、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 10 月 1 日をもって当社定款の一部を以下のとおり変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。        (下線部分) は変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>5,000,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>500,000,000</u> 株とする。
(新設)	(単元株式数) 第 7 条 当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第 <u>7</u> 条～第 <u>41</u> 条 (条文省略)	第 <u>8</u> 条～第 <u>42</u> 条 (現行どおり)
(新設)	附則 第 1 条 第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げはの効力発生日は、 平成 25 年 10 月 1 日とする。 ② 本条の規定は、効力発生日経過後、これを削除する。

2. 平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 14 期定時株主総会に付議する変更内容

(1) 変更の理由

本日、別途、開示した商号の変更及び本店所在地の変更並びに、株式分割及び単元株制度の採用にともない、当社の株主が有する単元未満株式の権利の内容に関する規定を新設するため、上記「1. 平成 25 年 5 月 29 日取締役会決議による変更の内容」による変更後の定款の一部変更に関する議案を、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 14 期定時株主総会に付議いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。 （下線部分） は変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
(商 号) 当会社は、 <u>株式会社ジアース</u> と称し、英文では、 <u>The Earth CO.</u> と表示する。	(商 号) 第 1 条 当会社は、 <u>日本アセットマーケティング株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Japan Asset Marketing Co., Ltd.</u> と表示する。
(本店の所在地) 第 3 条 当会社の本店は、 <u>大阪市</u> に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 当会社の本店は、 <u>東京都港区</u> に置く。
(新設)	(単元未満株を有する株主の権利) 第 11 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。 ① 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 ② 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利 ④ 次条に定める請求をする権利
(新設)	(単元未満株式の買増) 第 12 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第 11 条～第 42 条 (条文省略)	第 13 条～第 44 条 (現行どおり)
(新設)	(附則) 第 2 条 第 11 条・第 12 条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。 ② 本条の規定は、効力発生日経過後、これを削除する。

以 上